

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第37回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し15名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第37回常設審議委員会ということで、皆様方ご出席いただきましてありがとうございます。平成最後の常設審議委員会でございます。</p> <p>ご承知のとおり、神崎市、吉野ヶ里町、鹿島市では農業委員・推進委員の改選が行われ、4月1日からは新体制となって2期目を迎えられたこととなります。これに伴い、今回、常設審議委員の交替がありまして、今回から、神崎市農業委員会の西村会長と、太良町農業委員会の秀島会長にご出席いただいています。よろしく申し上げます。</p> <p>また、5月からは令和となりますが、その第1回目の常設審議委員会は、私が全国の会長会議に出席するため宮崎副会長にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・2件、第5条・6件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう申し上げます。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>会長から紹介がありましたように、常設審議委員の交替が揃っていますので、それぞれからご挨拶をお願いします。</p>
専務理事	<p>まず、神崎市農業委員会の西村会長からお願いします。</p>
会 長	<p>(あいさつ)</p>
専務理事	<p>次に、太良町農業委員会の秀島会長にお願いします。</p>
会 長	<p>(あいさつ)</p>
専務理事	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、委員名簿をお配りしておりますので、昨年皆様方にお配</p>

	りしました常設審議委員会必携に後もって綴じていただきますようお願いいたします。
専務理事	続いて、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。
農業会議事務局	(前回の審議案件について、資料1により報告。)
専務理事	それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、神崎市・西村委員と玄海町・日高委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から、説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
議長	次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。
農業会議事務局	整理番号5-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合に該当することから許可相当と判断しております。

なお、今回の工業団地については、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、通称農産法の規定により、市町村で策定された実施計画に基づいて、〇〇土地開発公社で整備される工業団地となっております。この農産法については、農業と工業の均衡ある発展を図るため、農村地域における工業立地を促進し、新たな雇用を創出するものとして制定されました。農村地域工業等導入促進法、以前農工法と言われていた法律を改正し、平成29年7月に施行されたものとなっております。それまでの農工法との大きな違いは、まず1点目が法律の名称の変更、2点目は、農工法では業種が5業種に限定されていましたが、農産法では農村地域での立地ニーズが高い産業に拡大されたこと、3点目は、導入に係る実施計画が、これまで市町村のほか、都道府県でも策定できるとされていましたが、都道府県が策定する実施計画については、近年の策定実績が乏しいことから廃止された点となります。今回、農産法の規定に基づき、県との協議・同意のもと、農村地域の産業の導入に関する実施計画書が平成30年9月に策定されて、今回の転用申請に至っております。

議長

次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種

農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の工事用道路用地への一時転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域である第3種農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断されており、第3種農地については許可しうる、第2種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 第4条関係2件、第5条関係6件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 一部既に植林されているとのことですが、その面積と本数、ま

た、新しく植林する部分の面積と本数をを教えてください。

農業会議事務局 すみません、既に植林された面積と本数については分かりません。新たに植林する本数は、600本と聞いております。

〇〇委員 面積は分かりませんか。

農業会議事務局 それぞれの面積は分かっておりません。

〇〇委員 追加で補足をさせていただきます。
ここは昔、地主さんが全部なしを作っておられました。高齢化のためもう作りきらんということで、破線の分は勝手にくぬぎを植えておられて、今回全体として植林するという申請になっております。

議長 他にご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 6ページの地図のところ、白抜きが2カ所と左下の白い部分がありまして、7ページを見ると白抜きの下の方は鉄塔のようですが、上の部分と左下の方は何ですか。

〇〇農業委員会 7ページの下の方は、おっしゃるとおり鉄塔でしてエリア外となりますので外しております。右上と左上の方の区画は、地権者との合意が取れていなくて、今回工業団地の申請地からは外して申請されています。

- ○ 委 員 白抜きは合意が取れていないということですか。
- 〇〇農業委員会 今回の申請の時点では間に合わなかったもので、現時点では申請地から外しております。
- ○ 委 員 左上のところも一緒ですね。
- 〇〇農業委員会 はい、7㎡ぐらいなのですが、申請の受付の3月20日時点では申請がなされていない状況になっております。
- ○ 委 員 話は継続されるのですか。
- 〇〇農業委員会 市長部局の工業振興課が担当をしております、聞いたところでは交渉は続けているとのことで、将来的には一体的に工業団地になる可能性が高いと思われまます。
- ○ 委 員 南側の魚の先のような形のところもですか。
- 〇〇農業委員会 こちらも同様で、一部相続権者の方が10数名いらっしゃって、1～2名まだ同意が取れていないとのことで、申請の段階では外しているところですよ。
- ○ 委 員 分かりました。
- ○ 委 員 今回の件で、その他のところに開発行為許可申請済みとありますが、今の時点ではそこを外した形で申請をされているんですよね。
- 〇〇農業委員会 今回の時点では、開発行為は当初の計画、ここも含めた形で申請をされておまして、地権者とも交渉をしているため当初の計画でいきたいということで進めてありますが、将来的に話がつかない場合は、開発行為の方も変更をして取り直すと聞いております。
- 議 長 他にご質問等ございませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)

- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 5-2、5-3、5-4関連してですが、団地等造成（緑地）協議済みとありまして、5-2には緑地をあげてありますが、5-3、5-4には緑地の項目がないので、それは協議で緑地は必要なくなったということですか。
- 〇〇農業委員会 5-2については、11ページの北側の色つきの部分が緑地ですよということで団地等造成協議をされておりまして、この部分が緑地として申請された面積となります。もちろん、パネルとパネルの間も緑地として申請することもできますが、この中では大きく緑地とした取り方で申請をされています。5-3、5-4では、ここが緑地ですよというように大きく取ったところはないのですが、パネルとパネルの間に草が生えたりするところは緑地ですよということで団地造成協議がなされておりまして。
- 〇〇委員 団地造成協議のメンバーはどういった方ですか。5-2は緑地があるけれども、5-3、5-4は通路という形、これはこの協議会でそうしなさいということですか。
- 〇〇農業委員会 団地造成協議というのは唐津市のまちづくり課の管轄で、1,000㎡以上の開発の場合は10%の緑地を取るようになっていますという決まりがあって、それに従って申請をされているということです。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 太良町でも太陽光がいっぱいできておりますが、どこも地域によってそのように面積に対して決められているのでしょうか。
- 〇〇農業委員会 今回の緑地の協議は唐津市では1,000㎡に対し10%と決められておりまして、他市町村にもあるかもしれませんがそこまで把握しておりません。

- ○ 委 員 ○○ではどうですか。
- 農業委員会 ○○では、1,000㎡以上の転用の場合は、内容によって必要な場合とそうでない場合がありますので、緑化推進課に相談に行ってくださいとご案内をしております。
- ○ 委 員 ありがとうございます。
- ○ 委 員 関連で、緑地は10%以上必要ということで図面の北側を取ってありますが、通路も緑地とみなしていいよということであれば、その数字はここで表現できないのでしょうか。
- 農業委員会 パネルと機器類、駐車場を除いた部分は緑地に入るという考え方はできると思います。
- ○ 委 員 通常だったら、パネルを設置する場所の方が多くなると思うのですが、ここにあって設けてあるのは意味があるのでしょうか。
- 農業委員会 この申請地については、水の流れる先がありませんので、この敷地内で水の処理をしてくださいと指導をしております。緑地部分を少し掘り下げて、水がないときは緑地で、雨が降った場合はそこに雨が流れ込んで地下浸透するという形状にすることとなっております。
- ○ 委 員 一種の調整池の役目をしているのですね。
- 農業委員会 はい、そうです。
- 議 長 他にございませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として○○農業委員会会長に回答いたします。

議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	ここは整地費が全然上がっておりませんが、いらないのですか。
〇〇農業委員会	現地は水田の後にパネルを設置する計画ですので、特に整地は計画されておられません。
議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	この申請地は約1haあって、図面では沈砂池が2カ所、210㎡ですが、この面積に対して賄いきれるのでしょうか。それともう1つ、そこから流れた水はため池に流れ出ますが、地権者と水が汚れるとかそういった話はできているのでしょうか。
〇〇農業委員会	まず、沈砂池が賄いきれるかということについては、ここに泥が貯まれば、泥をどこかに持って行ってオーバーフローしないように処理をしてくださいと指導するようにします。そして、ため池の方に流れることに関しては、ため池の管理者から排水承諾をいただいております。
〇〇委員	その指導はずっと継続してされるんですね。認可するということは、ため池にいっぱい砂が溜まったらその機能が失われますから、上げなさいよとあなたの方から管理をされていくわけですか。誰がその管理をしていくのですか。その辺の話し合いはで

きているのですか。

〇〇農業委員会　今おっしゃったのは、農業委員会が管理して、現地を見て溜まっていたら上げなさいと指導をするということでしょうか。

〇〇委員　これは1回限りではなくて継続して土が溜まっていくので、何年かに1回は掘り上げることが必要になりますよね。それを農業委員会で管理していくのか、それとも他の人が管理していくのか、そこはどういう風になっているのでしょうか。

〇〇農業委員会　農業委員会では管理はしていきません。

〇〇委員　そうすると、これがオーバーフローしたときに、下のため池の人たちが汚れた水が来て使えないとかなったときにどうなるのですか。

〇〇農業委員会　その話が農業委員会の方であれば、その時は指導をするつもりです。

〇〇委員　ですから、管理の体制をどうするかの話し合いができていますか。

〇〇農業委員会　それは、業者である〇〇〇〇さんが管理をしていくということになります。

〇〇委員　面積に対して、沈砂池が狭いように感じます。2カ所作っても、1カ所が100㎡しかない。だから満杯になるのにそうもたないと思います。農業委員会が後は知らないよ、業者が勝手にするよとなって、下のため池とか地権者の方達との話がもめたときに、我々がここで認めますよとなると、あなた方はどうやって認めたんですかという話になるんじゃないんですか。例えば、業者と下の方の集落の地権者の方との間で契約書を持っておかないと、農業委員会が結果的に責められることになるはずですよ。ですからここに出すときには、そこどころの契約も締結しました等を踏まえて出さないと、ここが認可したじゃないかとなってくるので、後のところまで考えてほしいと思います。

〇〇委員　管理は〇〇〇〇がすると思いますが、ほったらかされた時にどうするかというのが〇〇さんの考えですので、そこについては、ため池の管理者と契約をして、砂がいっぱいになって悪影響が出

そんな場合に農業委員会に行くかどこに行くかというような、ちゃんと管理がされなかった場合の対策を取らなくてはならないということだと思います。

〇〇農業委員会 排水承諾書が取れておりますので、問題ないと思っております。

〇〇委員 このため池から水を引いて田圃とか畑とかをされている方達が、汚れ水が来て作られんというような場合に、農業委員会はもう知りませんよとなったらどこに対策を求めるかと言う話になる、ですから、このため池を利用している方、もう少し大きく言えば、この集落の人達、区長さんの同意をこの業者と正式に結んでから農業委員会に出せば、契約を結んでいるからこの通りやっってくださいと言えるはずだと思います。そこまで話をしていかないと、これだけの広い面積で大雨や集中豪雨も多いですから、結構な量が流れていくはずですよ。

〇〇農業委員会 今言われているのは、隣接農地とか地元の生産組合長さん、区長さんと話ができているかということでしょうか。

〇〇委員 同意書をもっているかどうかの話です。

〇〇農業委員会 それに関しては、法定添付書類ではありませんけれども、〇〇の場合は、隣接農地の所有者と生産組合長さん、区長さん、地元の農業委員さんから承諾書を取っております。

〇〇委員 従来から、このエリアに降った雨はこのため池に流れてきているので、造成がどのようにされるかで地元の区長さんや農家の方々も判断されているのかと思います。上に太陽光の施設は載せませんが、真砂土を持ってきて造成するようなことではないので。

〇〇委員 周りが山林と書いてあるので、雑木を切ってから作るのかと。現場は見えていないので分かりませんが。後に問題となった時の話で、地元の方との同意ができていけば問題ないですけども。

〇〇委員 どこでも地元の区長さん、生産組合長さんの同意は取ってもらっているんでしょう。

〇〇農業委員会 〇〇の場合は、何の件にしても、それを取るようにしています。

〇〇委員 それと隣接が農地の場合の承諾もですね。

〇〇農業委員会	そうですね、隣接農地の所有者からも取っています。あと、こういった太陽光とか水が流れ出る可能性がある分については、沈砂地とかため池とかの排水関係については厳しくチェックや指導をしておりますし、それに対して業者さんも対策は取られてきています。
議 長	他に質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	今回の転用地の価格が、ちょっとびっくりするのように感じるのですが、転用許可済というのが周辺にありますけれども、そこと大体同じ価格と思ってよろしいですか。
〇〇農業委員会	前の分との価格の比較はしていないのですが、武雄でいえばこの辺りは一等地ではあります。業者さんと所有者さんとの話ですので、何とも言えません。
〇 〇 委 員	妥当な価格だと思います。農協がしたときは1,800万円で、それからすぐ2,000万円になりました。
〇 〇 委 員	ありがとうございます。
議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
会	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
会	長	以上、本日意見を求められた第4条関係2件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事		農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議	長	続きまして、次の項目に移ります。 「佐賀段階 担い手農地集約化プロジェクト」について、事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局		(資料2により説明)
議	長	このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見交換)

議 長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、5月15日となっておりますので、御予定をお願いいたします。お疲れ様でした。

1 4 時 5 0 分